

ミナミ活性化協議会会則

(設置)

第1条 大阪ミナミ地区の環境浄化と環境美化を推進するとともに、健全で魅力あふれるまちづくりを進めることにより、ミナミを安全で誰もが安心して楽しむことができるまちにするため、ミナミ活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) ミナミ地区の環境浄化及び環境美化に関する事項
- (2) ミナミ地区の健全で魅力あるまちづくりに関する事項
- (3) その他ミナミ地区の活性化のために必要と認める事項

(構成)

第3条 協議会は、主幹団体及び賛同団体から構成する。主幹団体には、団体の代表者からなる代表者会議、協議会の円滑な運営を図るための幹事会議を置き、別表第1に掲げる者をもって構成する。

2 協議会の事務は、次のとおりとする。

- (1) 幹事会議の事務は、大阪市が務める。
- (2) 代表者会議の事務は、大阪府、大阪市及び大阪府警察本部が輪番で務める。

(会計)

第4条 協議会の経費は、別表第2に掲げる主幹団体が負担する。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(ワーキング会議の設置)

第5条 協議会には、第2条各号に掲げる事項に関する課題整理等を行うため、ワーキング会議を置く。

2 ワーキング会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(委任)

第6条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

1 この会則は、平成17年12月14日から施行し、平成17年9月20日から適用する。

2 平成17年度の会計年度は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成17年12月14日に始まり、平成18年3月31日に終わるものとする。

附則

1 この会則は、平成18年8月1日から施行する。

附則

1 この会則は、平成19年3月27日から施行する。

附則

1 この会則は、平成19年8月9日から施行する。

附則

1 この会則は、平成19年11月30日から施行する。

附則

1 この会則は、平成21年4月28日から施行する。

附則

1 この会則は、平成22年12月28日から施行する。

附則

1 この会則は、平成23年5月17日から施行する。

別表第1（第3条関係）

	組 織	構 成 員	備 考
主 幹 団 体	代表者会議	大阪府知事	大阪府
		大阪市長	大阪市
		大阪府警察本部長	警 察
		ミナミ歓楽街環境浄化推進協議会会長	地 元
		同 発起人	同
		大阪商工会議所会頭	経済界
		社団法人関西経済同友会代表幹事	同
	幹事会議	大阪府危機管理監	大阪府
		大阪市市民局長	大阪市
		大阪市中央区長	同
		大阪市計画調整局長	同
		大阪市ゆとりとみどり振興局長	同
		大阪市環境局長	同
		大阪市建設局長	同
		大阪府警察本部生活安全部長	警 察
		大阪府南警察署長	同
		ミナミ歓楽街環境浄化推進協議会会長	地 元
		同 発起人	同
		大阪商工会議所専務理事	経済界
社団法人関西経済同友会常任幹事・事務局長	同		
賛 同 団 体		国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所	国
		ミナミまち育てネットワーク	地 元
		公益社団法人関西経済連合会	経済界
		財団法人大阪観光コンベンション協会	観光関係団体

別表第2（第4条関係）

大阪府
大阪市
大阪府警察本部
大阪商工会議所
社団法人関西経済同友会